

香港の中囯返還

—その経緯と問題点—

王 子 天 德

目次

- 一、はじめに
- 二、香港返還に至る経緯
 - 1、英國の香港領有と法的根拠
 - 2、中英両国の香港統治に関する認識
 - 3、返還交渉
- 三、香港の将来に関する中英協議

一、はじめに

香港の一般民衆は政治に全く無関心であるが、中国共産党の天安門民主化要求デモの弾圧によつてその眠つていた⁽¹⁾

政治意識が覚醒され、香港においても天安門のデモに呼応した大規模なデモが自然発生的に起これり、その規模は一〇〇万を越すとも報道されている。

香港の政治システムは、周知の通り、イギリスの直轄植民地⁽³⁾として、女王陛下の名において、内閣から任命された香港総督が統治権を行使し、植民地住民の意思が政治に反映されることは極めて少ない。行政権は言うに及ばず、司法権もイギリス本国の最終審裁判所が裁判の過程において下級審を拘束している。また、植民地統治がその前提条件になつていて、最も民意を反映させるべき立法権の行使も、香港総督の任命する立法会委員によつて、行政権の要請する方向へ法規の制定がなされている。⁽⁴⁾元来立法に携わる議員は、通常の国家においては、直接選挙か間接選挙かを問わず、民意の反映が当然であるが、こと立法に関しても、香港では行政が任命する政府委員たる行政委員が一部兼任し、立法委員の一部分が職能団体と地方の区議会から間接的に選出されているに過ぎない。

このような状況のもとでは、政治に対する関心が極めて薄いのは当然であろう。住民はその過半数が、中国共産党の統治を忌避して大陸から逃れてきた人々ばかりで、彼等にとつて、イギリスの植民統治は社会主義方式の全体主義的統治よりはいくらかましだという感覚がかなり強い。従つて香港においては最初から諦めと忍従が生活の中に浸透し、⁽⁵⁾政治に対しては全く関心がなく、ひたすらよりよい物的面での生活を得るためにのみ努力をしてきたのである。

また、中国人民政府の一連の近代化政策や対外経済開放政策、さらに西側諸国との緊密な交流が、香港の住民にある種の幻想を抱かせた。すなわち香港が中国に返還される一九九七年までには中国国内もかなり民主化され、香港住民の現在享受している西側の生活様式はそのまま維持され、公約通り五〇年間変わらないだろうと信じたのである。

ところが一九八九年六月四日の民主化を求める学生たちを中心とした北京天安門前広場の群衆に對して、軍隊を投入しての流血鎮圧は、香港の住民にとつては全く他人事ではなく、明日はわが身という、せっぱ詰まつた危機感を抱

かせるに至つたのである。

本稿は、既刊の拙稿「香港の将来に関する中英協議」⁽⁶⁾及び「香港特別行政区基本法草案」⁽⁷⁾を基に、本年六月二八日本学学術研究会の研究報告会において行つた報告「香港特別行政区に関する若干の問題」を修正加筆したその一部である。

一、香港返還に至る経緯

1、英國の香港領有と法的根拠

香港は香港島、ランタオ島など二三六の島と九竜半島のバンダリ―・ストリートの南部である九竜と新界(New Territory)を合わせた総称である。面積は一、〇六八平方キロ、そのうち香港島は七七・五平方キロ、九竜は九・〇平方キロであり、両方を合わせても香港全域の一割にも満たない。⁽⁸⁾香港島と九竜のみが法的にイギリスに割譲された地域であり、新界及びその他の島嶼がいわゆる一九九七年一括返還のため中英交渉のきつかけとなつた九十九年期限の租借地である。

アヘン戦争以前の香港は、人口希薄な広東省の一寒村に過ぎず、人口は一八四一年の時点で僅か七、四五〇人に過ぎない。一九一一年の辛亥革命時には六〇万人を越え、一九四一年の日本占領直前には一六〇万にまで急増したが、一九四五年の終戦時には再び六〇万人にまで激減している。国共内戦の終結した一九五一年には戦火を逃れた大陸からの流入人口で二百万人を突破、そして現在香港の人口は約六百万人といわれている。⁽⁹⁾

イギリスのアヘン貿易は一八一八年から一八四〇年の二〇余年間に四〇万箱をかぞえ、年間約二、五〇〇万元もの額を記録した。十八世紀後半から盛んになつたイギリスと中国との貿易はイギリス側が福建省一帯の茶、絹織物、陶

磁器を大量に買つけ、見返りとしての綿毛製品をイギリスから輸入していたが、常時イギリス側の大幅な赤字となり、

銀貨の支払いに代つてアヘンを輸出し、それが見る見る中国人の間に広まり、イギリスはアヘン輸出代金で輸入赤字の決済を埋めて、なおかつ大幅な黒字を記録するに至るのであるが、中国はこのため大量の銀貨が流出し、財政が極端に窮迫してきたのである。イギリス側は広東省でのアヘン密売に味をしめ、北方の港にまで堂々とアヘンを持込み、中国全土にアヘンの害が広まつたため、道光帝はアヘン厳禁論者である林則徐を欽差大臣として一八三九年に廣東に派遣し、アヘン販売を取り締まつた。林則徐による外国人に対するアヘン供出令、アヘンを持ち込まない誓約書の提出をイギリス側の貿易監督官エリオットは、アヘンの引渡しには同意せざるを得なかつたものの、最後まで誓約書の提出を拒み、広州居住の全イギリス人をマカオに引き揚げさせ、一方ではイギリス政府に対して軍事行動を起こすことを強く進言した。イギリスは一八三九年八月当中国にいた全艦船兵員を九龍湾に集結し、九龍と清国海軍を砲撃した。これがアヘン戦争の幕あけであり、翌一八四〇年二月イギリス政府は東方遠征軍の派遣を決定し、同年六月広州で林則徐の守備軍と交戦したが、守備軍の堅固な防衛に敗れ、英海軍はこのため矛先を北に向け、天津河口の大沽を攻撃した。清朝はあわてて直隸総督琦善を交渉にあらせたが、琦善は交渉の場を広州に移すようイギリス側に要請し、清朝政府に対しては、英軍艦を大沽から追い返すことに成功したと報告した。清朝政府部内はイギリスの強硬姿勢に脅かされ、ついに林則徐及び広州の強硬論者を罷免し、琦善が大沽交渉の実績を買われて広州に派遣された。彼は広州に到着するや、イギリス軍を撃退した防衛施設を撤去し、地方義勇軍として戦つた「水勇」をも解散させたので、その後の戦闘では敗戦が決定的となり、ついにイギリス側との「⁽¹⁰⁾川鼻仮条約」の締結を余儀なく認めさせられ、香港のイギリスへの割譲、アヘン賠償金六〇〇万ドルの支払い等を内容とする取り決めを行つた。

翌一八四一年一月二七日になつて清朝政府はやつと事の重大さを認識し、イギリスに対して宣戦の上諭を出すが、

その一週間前の一月二〇日に、英側貿易監督官のエリオットは一方的に清朝との間の「予備協定」(Preliminary Agreement)ができたことを布告し、香港がイギリスに割譲されたと発表した。この布告は香港がイギリスに割譲されたこととを公式に発表した最初のものである。この「予備協定」いわゆる「川鼻仮条約」は琦善の独断であり、清朝政府には秘密にされていたので、国際的には法的根拠とはならない。琦善はこの件で北京に護送され一時は死刑の宣告を受けたが、交渉相手のエリオットも同年四月にポッティンジャー大佐と交替させられる。ポッティンジャーの着任後、英軍は再び強硬政策に転じ、沿岸の廈門等沿岸諸港を砲撃占拠し、南京に迫った。一八四二年、南京攻略を前に清朝政府はイギリスに屈し、八月ついに南京条約を締結した。

この条約によつて、イギリスは既に実際上占拠していた香港島の割譲を清国政府に認めさせ、その他関税、領事裁判権、及び最恵国待遇を中国側に認めさせた。⁽¹¹⁾これが一〇世紀に至つてまでも中国が悲願とした不平等条約改訂と排外運動の根源となる「租界」や「関税自主権」の回復といつた問題の始まりである。

一八五六年一〇月珠江停泊中のアロー号事件に端を発した、中国各地での排英事件は翌一八五七年三月イギリス政府のペーマストン内閣の対中国開戦となり、当時広西省でフランス人宣教師が殺害されたという理由で、フランスもこれに加わり、英仏共同出兵で一挙に広州を占領し、北京との交渉を口実に北上、翌一八五八年五月大沽砲台を陥して天津に兵を進めた。中国側との交渉には、英仏のほかロシア、アメリカも加わり、六月にはこれら四ヶ国との間に天津条約が締結されるが、その後一八五九年六月イギリスのブルース公使が天津条約の批准書交換のためイギリス軍司令官と北塘から上陸しようとしていた矢先、大沽で英仏海軍と清軍の間で戦闘があり、英仏軍が大敗するという事態が発生した。一八六〇年英仏政府は二万の大軍を上陸させ、北京で歴史上有名な大略奪と破壊を行つた。⁽¹²⁾一〇月二十五日に、ブルース公使の兄エルギン伯は特派大使として恭親王と会見し、改めて北京条約を締結した。

この北京条約で九竜（バンダリー・ストリート以南）のイギリスへの割譲が取り決められ、一八六〇年三月バークスが両広総督劳崇光から非公式に永年租借していたものを正式に条約のかたちで追認した。これが九竜割譲の根拠となつた天津・北京条約⁽¹³⁾である。

一八九八年六月九日に締結された「新界租借条約」は正式には「香港地域拡張に関する条約」(Convention between Great Britain and China respecting an Extention of Hong Kong Territories)と呼ばれる。もつかけとなつたのは一八九八年四月フランスが中国から広州湾を租借する密約である。イギリスはこれに便乗して九竜半島深圳河以南の現在「新界」と呼ばれている地区を九九年間租借することを要求し締結された。この時期、中国は疲弊困憊し、一八五八年のロシアによる愛琿条約の締結で黒龍江以北の領土の喪失、一八八一年のイリ条約、一八七四年のフランスのインドシナ三国の制圧、一八八四年の中仏戦争、更に一八九四年から翌五年にかけての日清戦争と中国は列強のなすがままに侵蝕され、鉄道、鉱山の利権、租借地の強奪と四分五裂にされていった。

日清戦争が始まるや、一八九四年一月ロビンソン総督は香港の安全を保衛するという理由で香港の境界をマース・ベイ（大鵬湾）からティープ・ベイ（后海湾）に至る線まで拡大し、その周辺の諸島をふくめ、三海里の海域をすべて英女王の領土とすべきことを英政府に意見具申し、それが後に新界租借という形での領土拡張の原案となつた。

当時の中国をめぐる国際情勢は列強の「意のまま」であり、一八九八年三月ドイツ、ロシアが「租借」の名で膠州湾、旅大をとり、イギリスもまた威海衛を占拠し、七月に租借条約が締結され、ロシアが旅大を占拠している間租借されることになるが、六月フランスが広州湾を租借するや、イギリスはかねてロビンソン総督の案であつた新界の租借を清朝に申し入れ、ついに条約を結んだのである。これにより、イギリスは香港、九竜を合わせた面積の約一〇倍にあたる九七五、一平方キロの領土を租借することに成功した。

以上の三条約、すなわち南京条約（一八四二年）、天津・北京条約（一八六〇年）及び新界租借条約（一八九八年）がイギリスの香港統治の法的根拠となつており、中国側としては一貫してこれら条約の合法性を否認してきている。

2、中英両国の香港統治に関する認識

右に述べてきたように、イギリスの香港統治は法的には、条約による割譲、租借という形式をふまえており、イギリスはこれにより香港の直轄植民地としての領有統治を合法として正当化してきた。これに反し、中国側はこの一世紀半、どのような政権下にあっても、屈辱の不平等条約による領土の割譲、租借を一切認めておらず、特に中華人民共和国政府は一貫して「三条約の一括無効」を主張してきた。

イギリス政府は香港、九竜を各々南京条約及び北京条約によつて永久割譲を受けたものであり、法的にも何等問題ないとしてきたが新界地区の租借期限も又条約によつて取り決められており、九九年という期限は、同じく法的に遵守せざるを得ない。いづれにせよ、香港はイギリスの統治下において、繁栄をつづけ、住民が現在の資本主義体制を強く望んでいることはまぎれもない事実である。一九九七年の租借期限の満了時に新界だけを中国に返還するか、租借期限を更新するかの選択だけ検討した場合、前者は香港、九竜の人口密集地区が新界に依存し、新界を切り離した場合の香港島と九竜地区の存立が全く考えられず、イギリス政府は後者の租借期限の更新のみを検討し、その可能性を中国政府に打診してきた。これは一九九七年の期限が迫ってきた最近はじめて起こつた問題ではなく、さかのぼつて一九四三年の第二次大戦中の蔣介石政権との交渉でも、その方針を明らかにしている。この段階では蔣政権は第二次大戦中の同盟国である英、米、仏、ソに対し、不平等条約の撤廃を強く求めていたが、イギリス政府は新界の租借については戦後に改めて交渉することで引き延ばしに成功している。香港、九竜については割譲は条約に基づき合法

的に履行されたのであるから何等問題はなく、当然イギリスの領土の一部であるとの態度をとつてきただのである。⁽¹⁴⁾ 蒋政権との交渉の段階では租借の期限が未だ五六年もあるので、イギリス政府はさし迫って新界と香港九竜を切り離して考える必要がまつたくなかつたのである。

戦後の国共内戦で、蒋政権は不平等条約の撤廃という外交交渉を展開する余裕はなく、一九四九年の中華人民共和国の成立という、意外な事態を迎えた香港、九竜は大陸の共産政権から逃れてきた難民で人口が急速に膨張しその金融、経済面での地位はますます重要となり、繁栄の道をたどってきたのである。イギリス政府としては将来の香港問題、特に新界租借問題はいづれ、中華人民共和国政府と話し合いの場を持たねばならず、その布石として翌一九五〇年一早く新中国を承認した。しかし、朝鮮戦争で中共が国連から侵略者の烙印を押され、アメリカが国連においての中国問題で、西側陣営をリードして、中国のしめ出しをはかり、一方のソ連は国連で新中国承認案を出してアメリカと対立し、東西冷戦が国連を舞台にくりひろげられるのである。イギリス政府は香港問題、特に中国とのパイプが絶対必要だという認識の基に、国連においての蒋政権追い出し案にはアメリカの顔を立てて棄権し、ソ連の出した新中国承認案に対しても棄権した。新中国成立後の国共間の抗争は香港を舞台に激しく展開されてきたが、イギリス政府は、国共紛争についても常に厳正な中立の態度を崩さなかつた。例えば、香港での国共双方のテロ抗争、国民党特務によるバンドン会議出席の中共代表団が搭乗したエア・インディアの爆破事件⁽¹⁵⁾、更に香港の法廷で長期にわたつて争われた、旧国民党系航空会社CAT所有航空機の所有権をめぐつての訴訟等イギリスは常にどちらにも加担せず、中立を堅持してきた。

基本的にはイギリスにとって香港は最も成功した直轄植民地(Crown Colony)であり、その繁栄と安定こそが、イギ

リスにとつて最も大事なことで、資本主義体制を維持し、現行の諸制度を存続させるためには、新界を含めた香港の存続が絶対的要件である。従つて、新界の租借問題に関しては、香港の統治を続ける上で、必要且つ絶対的に切り離すことが不可能であるとの認識の上に立ち、何等かの方策を模索し、現状を維持して行く必要があつたのである。しかし、中華人民共和国側の一貫した「三條約無効論」を変更させることも不可能であり、中国側が期限の更新に同意する可能性は全くないと考えられた。租借期限がだんだん迫つて来るにつれ、一九七〇年代後半から中国共産党及び中央人民政府の公式見解及び方針で、香港問題が度々提起されるようになつた。例えば一九八四年一一月の吳學謙外相の全人代における演説で、香港返還問題に関し「三條約はイギリスの武力侵略の產物であり、中国はこれを承認することができない。香港問題は話し合いを通じて解決すべきである」又、その前に人民日報は論文を掲載しイギリス軍が一方的に香港を占領した経緯を次のように述べている。

「イギリス侵略者は清朝政府の同意があるか否かに関係なく、香港島を武力占領した。その証拠に英軍（琉璜号）船長ペルチエは、その回想録の中でその占領の模様を次の通り述べている。『一月二四日われわれは命令により、香港に行き、測量を始めた。一月二五日午前八時一五分われわれは上陸し、初めてこの島の占領者になつた……ポーマック艦隊司令が艦隊乗組員その他の陪席の下に正式にこの島を占領したことを宣言した』實にこれは『南京條約』締結の一年半前のことである」又、人民日報の同論文で新界の「租借」にも触れ、これは領土の占拠であつて、「租借」ではないと強調し、租借なら土地借用代金、補償などの対価についての合意が当然あつて然るべきである。これは租借に名をかりた強奪、不平等条約であるとし、イギリスの香港領有の合法性を真向から否定している。

又、一九六二年の中ソ論争当時、フルシチヨフ首相はソ連最高会議での演説で「中国はソ連が世界の被圧迫植民地の開放に何らの援助を与えていないと非難しているが、中国自身すぐそばの香港、マカオの植民地さえ開放していな

いではないか」と耶愉したのに対し中国側は「これらの地域は中国の固有の領土であり、この問題は中国の国内問題である。その機が熟したならば、中国が適當と思うときに、適當な方法により平和的に解決する。」と反論しており、中国側は先に述べた通り、一貫して香港を「固有の領土」とし、単に主権の行使を停止している状態にあるとの認識を明らかにしてきた。

この中国側の原則的立場を裏づける事実として、一九七二年三月国連における「植民地独立付与宣言履行特別委員会」の委員長に対し、中国側は「香港とマカオはイギリスとポルトガル当局によつて占拠された中国の領土の一部であり、香港、マカオ問題の解決は中国の主権の範囲に属する問題である。これは根本的に通常のいわゆる『植民地』というカテゴリーに属するものではない」と表明し、このため「植民地独立付与宣言」の対象となる植民地リストに包括されるべきではない旨の通告を行つてゐる。⁽¹⁶⁾中国側の論理として、不法に強奪されたのだから、この地は植民地ではないと主張しているが、歴史上武力で強奪されて植民地になつた地域はアジア、アフリカでは枚挙に遑がなく、この主張には疑問が残る。この認識を貫く限り、中国側が香港問題の解決に関し一九八四年一一月の中英共同声明について呉学謙外相が全人代の承認を得るための演説で「適當な時期に話し合いを通じて平和的に解決したい」と述べているが、もし香港割譲租借の三条約が認めることのできない不平等条約であり、無効であるとするならば「適當な時期」に話し合いを通じて解決する必要もなく、又「新界租借条約」の中で「合意」されている「九九年」という期限自体をみとめないのであるから、中英交渉そのものが無意味となろう。論理的には中国は国内問題という立場をとる以上、いつでも一方的通告のみで固有の領土を回収できるはずである。

3、返還交渉

前述の中国側の原則的な主張である「三條約一括無効論」を堅持していても、時間の推移は容赦なく中英双方に一九九七年六月末の期限を意識させた。一九九七年から逆算して十五年目の一九八二年が一つの大きな節目となる。なぜならイギリスの統治下にある香港では、すべての経済活動、特に長期投資の対象となる生産財、例えば土地契約については通常一五年以上の長期契約が当り前であり、又生産設備も長期的視野にたっての投資が普通である。一九八二年という年は租借期限から逆算して、もはや猶餘が許されないぎりぎりのタイミングである。

この年一九八二年の中英両国をとりまく国際情勢を振り返って見るに、中国政府は日本政府との例の教科書問題で「日本軍国主義」を非難し、その火種が韓国、台湾、香港、フィリピン、マレーシア、シンガポールに燃えひろがつていて、対日関係で主導権を握り、また米中関係では登場したばかりのレーガン政権が「台湾関係法」で台湾への武器供与をやめず、中国側が米政府に「米国の台湾への武器売却」に関する八・一七共同声明に調印し、米国が台湾から手をひくことの約束を取りつけたと考えられた時期であり、ソ連との関係ではブレジネフの中ソ関係改善の呼びかけを拒否し、対ソ三条件を主張した時期でもあり、いざれにせよ、中国は文革時代の孤立から脱却し、国際社会において、対日、対米、対ソ関係とも自信にあふれた外交を展開し始めた時期であった。

一方イギリスの方もサッチャー首相がフォークランド諸島の帰属問題で、アルゼンチンと武力衝突をお起し、その戦争での圧勝でサッチャーの保守党は国民の支持率を一挙に上げ、国内政治において、非常に安定していた時期であった。

このような情勢の下で、この年一月趙紫陽首相は時期の明示こそなかつたが、香港はいずれ中国の主権下に帰るべきものであると語り、中国政府は香港の自由港、国際貿易、金融の中心としての立場を尊重し、その繁栄を続けさせ

たいとの方針を発表した。この「自由港としての立場を尊重する」という国際的宣言は、かつてカイロ会談で蔣介石が、不平等条約撤廃に関する香港の返還問題で触れたのと全く同一の内容である。中国は一九七八年の鄧小平復帰後、鄧氏の世紀のビジョンとして香港の回収、台湾の統一及び、経済の対外開放政策を掲げ、今世紀末までに達成したい意欲を示した。

一方、イギリス側としては租借期限の到来は動かすことのできない客観的事実ではあっても、問題の話し合いはなるべく引き延ばしたいのが本音であろう。前述の一九四三年の蔣介石政権との間の不平等条約撤廃に関する話し合いでも、「新界」の租借については戦後の話し合いによるとして、その引き延ばしに成功した実績がある。その当時香港、九龍については当然イギリスの「領土」として話し合いの対象にすらなつていなかつた。サッチャー政権としてはこの前例にならいたいというのが本音であつた。

一九八二年一月の趙紫陽発言の後、中国政府から香港問題に関する公式見解の表明がしばらく途絶え、香港内部では政治的不安が急速に高まり、同年中頃から土地、不動産に対する投融資一五年以上のものに対する融資が、一切停止され、今まで不動産投資に熱狂していた香港経済界は半パニック状態に落ち入つたのである。不動産価格、賃貸ビルの賃料は暴落し、投資は影をひそめ、海外への資金逃避が急増した。香港は一時的に社会不安の様相を呈し、イギリス側も具体的対策を検討せざるを得なくなつたのである。

今まで香港総督がたまに北京を訪れ、香港に関する問題で北京と話し合うことがあつたが、もはや総督レベルの者は中國側に相手にしてもうれないことがわかり、サッチャー首相自らの訪中が避けられないと考えたのである。

一九八二年九月二二日サッチャー首相は北京で鄧小平と会談し、イギリス側の主張を次のように述べた。

「香港関係三條約は、いずれも合法的に両国政府が合意、締結したものである。条約は守られなければならない。

西洋の諺に、契約の紙は斧でも切れないと言う。この三条約では香港島、九龍は合法的条約によつてイギリスの領土になつたものであるから、これを現状の通り続けてゆくことに中国側としては何ら異存はないものと確信する。ただ、新界のみは、その租借の期限が一九九七年六月末で切れるのであるから、これを更新し、さらに長期間、租借を続けることにつき中国側の同意を得られないものか。香港の生存、繁栄には新界は不可欠である。香港の繁栄はイギリスにとつても必要であるばかりでなく中国にとつてさらに必要なものであることは、中国が一番よく知つてゐるはずである。」

このイギリス側の主張は既に一九四三年既述の蔣政権に対しても行われた主張と全く同じであり、イギリス側の主張は基本的に一貫しており全然変わつていない。この会談で追加された言い分として、「香港に居住する五三〇万の中国人の大半は国共内戦を避けて大陸から逃げてきて定着した人々である。もちろん、彼等は台湾の強権政治を嫌つて台湾にも行かない。現在のイギリス統治方式を好み、これを支持して、今日の香港の繁栄をもたらしたのである。今日の香港の政治体制が続き、人々の自由が保証され、北京にも台湾にも支配されない安居樂業の日々が続くことを望んでいるのである。つまり圧倒的多数の人々が現状維持を望んでいるのである。」

イギリス側の主張に対し、中国側は再三述べたようにあくまで条約無効論の立場から出発して、主権の回復を前提にした態度で解決の方法を検討したのである。中国側のいわゆる一国二制度の構想が公式に、一九八四年一一月の全人代常務委での呉学謙外相の演説でも取り上げられ、「一九九七年に香港の主権を全面的に回復し、その後の香港の繁栄を保証する」とし、鄧小平とサッチャーの会談については「両国指導者はこの問題については、それぞれ自国の立場を述べあいました。そして外交ルートを通じて会談を継続することに同意しました」として、この会談が双方とも自国の主張を述べただけで、具体的な進展が何もなかつたことを明らかにしてゐる。一九八四年の全人代常務委での

吳外相演説までの間、両国とも自國の主張に固執し、会談は一時決裂かと思われる場面もあつたが、一九八四年になつて急速に進展が見られるようになつた。

中英交渉の過程において、最初の首脳会談でサッチャー首相はあくまで国際法の論理や西欧的外交手法に乗つた主張を展開したが中国側は勿論原則論のみで応酬したのである。この会談で特に注目すべき点として、通常首脳会談において、政府の最高責任者が具体的日時、期限や、金額数量等を取り決めることは稀有であり、細かい具体的なことは事務官僚が外交ルートで決めることがある。しかし一九八二年九月の中英首脳会談において、鄧小平が香港問題について英側に対し、「ここ一、二年の間に解決しましよう」という時間の枠を始めたのである。つまり、二年の間に解決の糸口が見つかなければ、中国は独自に香港を回収すると言つたニューアンスをもたせたのである。イギリス側はこれによつて一九八四年九月三〇日（会談の二年後）までに何等かの合意にこぎつかなければならぬよう期限を切られたのであつた。

香港問題について、中英双方とも異論がない点は将来に向かつての香港の繁栄と安定を維持するということであるが、中国が主権を回復した段階でこの点が一応問題にされる。中国側の譲歩として、「一国二制度」を打ち出し、香港の現状を変更しないまま引き継ぐということで領土主権の回復についてはまったく譲る気配はなかつた。

イギリス側の思惑として、先ず香港、九竜の主権を維持し、新界の租借期限を更新するというのが一番理想的な形であり、その切札として先に挙げた、香港の繁栄と安定を錦の御旗としているのであるが、具体的には、資本主義体制の維持、即ち香港の経済金融活動が活発で繁栄を維持しているのはイギリスの統治下であるからこそ可能であり、中国の統治が資本主義体制の維持をどこまで保証できるか疑問であること、又第二点としていわゆる「住民カード」

を挙げ、香港住民は社会主義体制を嫌つて移住してきたのであり、中国の主権回復によつて住民は再び逃避を始めるであろうし、繁栄と安定は当然望むべくもないと主張した。サツチャヤー首相はこのような判断から、一九八三年三月鄧小平に対し、主権回復の問題を一時棚上げにし、繁栄し安定している香港を無疵で引き継ぐ方法を話し合うよう提案し一九八三年七月から外交レベルの中英会談が毎月一回定期的に行われるようになった。

客観的情勢は中国側に一方的に有利である。合意達成の期限は既に切られ、主権の棚上げを云々しても、所詮は香港、九竜、新界の一括取り扱い以外に方法がなく、両者の力のバランスから見ても、地理的軍事的政治的関係から見ても、更に国際的な歴史の潮流から見ても中国が圧倒的有利な立場にあることは疑問の餘地がない。

一九八四年九月、二二回の会談を重ねてようやく両国は合意に達したのである。会談の過程でイギリス側はあらゆる方法を模索し、何とかイギリスが引き続き香港を統治でき、また中国の原則論にも抵触しない解決策を検討してきた。例えば「主権」と「治權」の分離論、すなわち、中国が主権を回復し、イギリスが中国主権下の中国領で香港を統治するというような論議まで出てきた。

また、会談の過程で中国側は一貫して「香港代表」なる資格を拒否した。中国側の基本的な態度は、香港問題は中英両国間の問題であり、武力で強奪された香港は中国の領土であり、そこに居住する住民の九八%は中国人である。その香港が祖国に復帰するのに、なぜ「香港代表」なるものが、しかもイギリス人が香港を代表して会議に出席するのか。香港は中国の一部であり、その中国を代表しているのは中国共産党の現政府であるとし、香港総督ユードが一九八三年七月の会談に出席するのを厳しく拒否している。これに関連して先に挙げた「主権、治權分離」論の他に、一九九七年以後は中国、イギリス、香港住民による三者共同管理案を出したが、これも勿論中国側に拒否されている。

中国側としてはあくまで主権の完全な回復をし、香港住民による、香港の法による統治即ち「港人治港、港法治港」を堅持し、一国二制度を実施するという線を譲らなかつたのである。

一九八三年九月に入つてから、イギリス側は香港継続統治の可能性として、中国側のいう「民意牌」（香港住民がイギリス側の統治を望んでいるという切札）⁽¹⁹⁾と「經濟牌」（イギリス側が香港ドルをロンドン、ニューヨーク等の海外市場で売りまくつて暴落させるという金融市場面での中国側に対する切札）をふるに利用したが、中国側が折れる気配はまったくなく、これに対して逆に同年一二月に入つて、姪鵬飛香港、マカオ弁公室主任（國務委員）は中国憲法第三一条「国家は必要なときに、特別行政区を設置することができる。特別行政区で実施される制度は具体的な状況にてらして全国人民代表大会により法律によつて規定される」を引用し、現在中国政府は香港特別行政区基本法を制定するため準備を行つているとし、この法律は香港の現行諸制度をそのまま引き継ぎ維持し、その繁栄と安定をはかることにあると述べた。これに続いて香港の新華社支社長許家屯も「この特別行政区基本法は一九八四年九月までに公表し、香港の住民の自由な意思を徴して、必要あらば修正することができるものとしたい」と述べて、中国の一方的香港回収という切札をちらつかせたのである。中国側は香港の主権回復が内政問題という基本的な立場をもう一度明らかにしたのであり、交渉の成否は主権回復にいささかも影響しないという態度を明確にした上でだといえよう。

イギリス側は中国側の基本姿勢を変えることがもはや不可能だとの認識に立ち、翌年四月と七月ハウ外相が最後の実務交渉のため訪中し、会談は一転順調に進展し、鄧小平がサッチャー首相に宣告した通り一九八四年九月二六日に妥結した。一九八四年一二月サッチャー首相は香港問題に関する中英両国政府の共同声明署名と備忘録交換のために訪中し、ここに一世紀半にわたる香港の植民地としての歴史は閉じられたのである。

三、香港の将来に関する中英協議

一九八四年一二月一九日、中英両国政府は香港問題に関する共同声明に署名し、香港住民の帰属に関する双方の備忘録を交換した。この共同声明は正式には「中華人民共和国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府の香港問題に関する共同声明」⁽²⁰⁾と称し、翌年の一九八五年五月二七日、北京において中国側代表周南外務次官とイギリス側代表エヴァンス駐中国大使の間で批准書が交換され、正式に発効した。

共同声明全文及び付属文書は八項目にわたる本文と三つの付属文書から成つており、これらの合意事項は一九九〇年までに制定される「香港特別行政区基本法」に含まれるとされている。

この共同声明を基礎にした「香港特別行政区基本法」がいわば中英双方が最も苦慮した香港の繁栄と安定そして、現状維持のための「憲法」に相当し、且つこれが中国側の恣意的な変更を五〇年間認めないということで、イギリス側は一応香港における英側植民地資本の利権を今後とも維持できるという見通しがたつたのである。

この中英合意は前述の中国側の一方的且つ圧倒的優位な立場で中国側に有利な規定のみが盛り込まれたと考えられがちであるが、イギリス側の錦の御旗である「繁栄と安定」が大きく作用し、香港の現状をいささかも変更しないままの協定とも受け取れるのである。この協定が発表されるや、中国々内の党、一般人民の保守派から様々な反応があり、党の外交姿勢に対する批判が続出した。その主な反対論は大よそ次の通りである。⁽²¹⁾

- (一) 香港の資本主義体制を残すことは、中国々内の社会主義体制に悪影響を与える。
- (二) 香港は中国固有の領土であり、イギリスと交渉してその主権の返還に合意するのは筋違いだ。
- (三) この協定によつて将来イギリスが中国の内政に干渉する餘地を与えた。
- (四) 香港特別行政区は、一九九七年以後香港の事実上の独立分離を認めることになる。

(五) 「一国二制度」は中国の憲法に違反する。

このような国内保守派の反対論に応えて、呉外相は全人代常務委員会で、これらの反対論に対し懇切に疑問点に応えている。例えば香港特別行政区の面積、人口から見て、中国の面積及び一〇億以上の人口の中に占める比率で影響が少ないと、国家にとって如何に有益であるとかの説得がなされている。

基本法制定の前提となる共同声明第三項の「基本政策」について、その主な点を挙げる。

- (一) 国家の統一と領土の保全を維持し、且つ香港の歴史と現実の状況を考慮し、中華人民共和国は香港において主権の行使を回復した時、中華人民共和国中央人民政府の直轄とする。外交と国防に関する事項が中央人民政府の管掌に属する他、香港特別行政区は高度の自治権を享有する。
- (二) 香港特別行政区は行政権、立法権、最終審を含む独立した司法権を享有する。現行の法律は基本的には変更されることがない。
- (三) 香港特別行政区は行政長官は当地において選挙又は協議により選出され、中央人民政府がこれを任命する。主要な公務員は香港特別行政区行政長官の推举により、中央人民政府がこれを任命する。引き続き香港の各政府部門において在職する中国或は外国籍の公務員、警察官は留用することができる。
- (四) 香港特別行政区各政府部門は、英國籍或は其他外国人を、顧問或は特定の公職に招聘任用することができる。
- (五) 香港の現行社会、経済制度は現状を維持する。生活方式も同様である。香港特別行政区は法により、人身、言論、出版、集会、結社、旅行、移住、通信、罷業、職業選択と学術研究及び宗教信仰等各種の権利と自由が保障される。個人の財産、企業の所有権、合法的相続権及び外来の投資は全て法律により保護される。

(六) 香港特別行政区は自由港及び独立した関税地区の地位を維持する。

(七) 香港特別行政区は国際金融センターの地位を維持し、引続き外国為替、金地金、証券、先物取引等の市場を開

放し、資本の流出入は自由である。香港通貨は引続き流通し、兌換は自由である。

(八) 香港特別行政区は独立した財政を維持する。中央人民政府は香港特別行政区に対し徵税しない。

(九) 香港特別行政区は連合王国及び其他国家と互恵の経済関係を樹立することができ、これらの国家の香港にある
経済利益は相当の保護を受ける。

(十) 香港特別行政区は「中国香港」の名称でもって単独に各国、各地区及び国際組織と經濟、文化関係を維持発展
させ、又関連する協定を締結することができる。

香港特別行政区政府は香港に入りするための旅行証明書を独自に発給することができる。

(十一) 香港特別行政区の社会秩序は香港特別行政区政府が責任をもってこれを維持する。

この基本政策に副つて、共同声明の附屬文書(一)に「中華人民共和国政府の香港に対する基本政策の具体的説明」が
詳細に前述の各基本政策を説明し、香港の資本主義体制及び政治的分野での現状維持を規定している。⁽²²⁾一九九七年七月
一日の返還までの間、イギリスの統治に対し、中国側の協力を第四項に、又、イギリス側が当初難色を示した中英
合同の連絡グループも中国側のたつての強硬な要望に譲歩する形で第五項に規定され、その業務内容はイギリス側の
主張をいれる形で附屬文書(二)に詳細に規定し、合同連絡委員会の活動に対して枠をはめたのである。その主な点は次の通り、

(一) 合同連絡グループは連絡機構であつて権力機構ではない。香港特別行政区の行政管理に参与せず、また監督をおこなうものでもない（第六条）

(二) 合同連絡グループで意見の一致を見ない事項については、それぞれ本国政府に問題を提起し、両国政府が協議して、これを解決する（第三条）

(三) 合同連絡グループはその発足から一九九七年七月一日にいたる前半の時期では次の事項を審議する

1、香港特別行政区を独立の関税地域として、その対外経済関係を維持させるため、特に特別行政区が引き続きガット（関税と貿易に関する一般協定）の諸取決め、各種の纖維協定、その他国際的措置に参加するのを保証するため両国がとるべき行動。

2、香港に関連ある国際的な権利、義務が引き続き適用されるのを確保するために両国政府がとるべき行動。（第四条）

(四) 合同連絡グループはその後半の時期においては、さらに密接に協力を強化し、次の事項などを審議する。

1、一九九七年に順調に引き継ぎを行うためとるべき措置。

2、香港特別行政区が各国、各地域及び関係国際機構と経済、文化関係を維持発展させ、またこれらの事項について協定を結ぶのに協力するためとるべき行動。（第五条）

(五) 合同連絡グループの主席代表は大使級のものとし、その下にそれぞれ二〇名以内のスタッフをもち、会議は原則として秘密とする。なお具体的専門事項については、別途専門委員会を設けることができる。（第七、一〇、一一条）

この合同小委員会の活動について、イギリス側が最も警戒したのは一九九七年七月一日に至るまでの期間、イギリスの香港統治に対し、中国側が干渉を行うのではないかという懸念であった。このため附属文書(1)ではこの点を特に明文で規定したのであるが、その活動内容を見る限り、イギリス側は完全に裏をかかれた感が強い。なぜなら、この

規定によると合同連絡グループは一九九七年七月一日以後の特別行政区が現在の香港と同じような国際関係をもつことができるよう、今から両国政府がとるべき措置を審議、合意して必要な措置をとると規定しているが現在の香港の国際経済活動はガットの規定とか、アメリカやECとの総合維持協定とか、種々の国際的合意や取り決めによつて規制され、また保護もされている。したがつて香港域内の経済活動は当然この枠内で行われる。そこで、一九九七年返還後も引き続き有効な国際的合意や協定を結ぶ場合、合同連絡グループの中国側代表は当然香港経済界の関連業界と協議し、域内の意見を調整し、これを一本化して国際的合意に反映させることが明らかである。このような中国側代表の活動は正に香港域内の行政行為そのものであろう。

以上のように、中英協議の内容とその若干の問題点を提起したが、この協議に基づく「香港特別行政区基本法」の制定こそが、香港住民にとって最も関心の深い事項であり、中国側が「一国二制度」と「港人治港、港法治港」を標榜する限り、香港住民の意向をも最大限盛り込まなければならない。今までの植民地支配の体制下で行われなかつた行政長官の選挙や立法会議の産出及びその他中央人民政府との関係等香港の住民にとって、現体制の維持以上に民主化を望む動きも活発化し、これを中国側が基本法制定の過程で如何に、又どれだけ取り入れられるかが最大の焦点となろう。

中英協議の合意が成立した一九八四年一二月の共同声明から、一九九七年七月一日の中国の主権回復までの過程として、一九八八年四月の「香港特別行政区基本法草案（意見を徴するための草稿）」更に翌一九八九年二月の「香港特別行政区基本法草案」そして、一九九一年の公布を最終期限として一九九〇年内に決定案が出るスケジュールとなつてゐるが、一九八九年六月四日の天安門事件をきっかけに香港の与論は大きく変わり、住民の意識は危機感と中国側に

対する不信感が増幅され、今後の成行が注目される。^㉓

基本法に関する法的・政治角度からの検討及び香港内部の行政、司法、立法等システムに関連する論證題、更に住民側の意識及び経済活動に関連した論題について紙面の関係上次稿に詳述する予定である。

- 注① Butterworth & Co (Asia) Pte Ltd (1988) "The Basic Law and Hong Kong's Future"^㉔ "The Political Values of the Hong Kong Chinese" by Lau Siu-Kai P.31 Table 4 "Attitude toward government" の中で、
"5. There is an intimate relationship between the activities of the government and my daily living" の中で回
意したのが七八・三〇〇以上の数、なかななる無関心を示すが、政府活動に無関心である。
又、香港地区議員の選挙の投票率は毎回10%程度である。(朝日新聞(東京版)一九八九年六月九日「流逝
の天安門」)
- ② Newsweek, June 5, 1989 "Hong Kong's Future shock" by Robina Gibb "At one point as many as 1
million people, about 20 percent of the total population, took to the street."
- ③ 植民地は英文化 Crown Colony である。現在香港の抱くバハハタールル・フォーランド論調があふる。中英交渉の
過程でイギリスは香港がクラウドロードであったが故にシガポールのように独立しなかつたと中國側に恩を売ぬよ
うな発言もあつた。
- ④ 香港の立法会議員の構成員の一組は行政府の議員(行政委員)が兼務している。
- ⑤ 前掲 "The Basic Law and Hong Kong's Future" PP.21~37 "Attitude Toward government" ^㉕ 論
⑥ 横浜商大論集第111巻第1号(昭和六二年一月)10頁
⑦ 前掲論集第111巻第1号(平成元年三月)8頁
⑧ 総面積1,916平方キロ、うち陸地面積1,028平方キロ、かなみに東京都は1,157平方キロ、その約半分
である。(「世界データフイル一九八八版」原書房一六八頁)
⑨ 土田晃「香港」(新波新書)111頁
⑩ ハークの「川鼻仮条約」の内容は次の通りである。

- (1) 香港島を英女王に割譲する。ただし、この地で行われた売買につき課せられる一切の公課、税は黃浦で行われたものとして賦課される。
- (2) イギリス政府に対する賠償金は六〇〇万ドルとし、そのうち百万ドルは直ちに支払うこととする。残額は一八四六年までの年賦払いとする。
- (3) 両国の直接交渉は対等のものとする。
- (4) (3) カントン港の貿易は旧正月後、一〇日以内に行われるものとし、新協定ができるまでは、黃浦においてこれを行いうるものとする。

(“The International Relations of the Chinese Empire”による)

- ⑪ 南京条約及び翌一八四二年一〇月に南京条約を補足する目的で締結された虎門条約の内容は次の通りである。
イギリスによって既に实际上は占拠されている香港を、正式にイギリスに割譲したことを承認する。
- ⑫ (1) 賠償金二、一〇〇万ドルを一八四五年までに中国が年賦払いで支払う。
- ⑬ (2) 广州の特許商人の外国貿易を廃止し、廣州、福州、廈門、寧波、上海の五港を開港し、領事を駐在させ、また英國民の居留を認める。
- ⑭ (3) 中国側にはイギリスの輸入品に対する税率を決定する権限はなく、イギリス側が自主的に5%の関税を課す。
- ⑮ (4) イギリス人が中国領土で罪を犯した場合、中国側に裁判権はなく、イギリスの領事がイギリスの法律に基づいて裁判を行う。
- ⑯ (5) 中国が新たな権益を他国に与えた場合、イギリスも同じく権益を受ける。
- 又、この条約の中で戦争の原因となつたアヘンの売買については一切触れられていない。
- ⑰ (6) 歴史上有名な事件として中国側は今でも、ベルサイユ宮殿を模したといわれる円明園の廃墟を保存し、列強侵略の遺跡として一般民衆に公開している。
- ⑱ (7) 北京条約の締結と同時に天津条約の批准書を交換し、北京条約で新たに中国人労働者の「苦力」を売買して輸出する「苦力貿易」が規定され、賠償金も大幅に増額された。
- ⑲ (8) 前掲書一二三頁、一二四頁
- ⑳ (9) 中華人民共和国成立直後、香港啓徳空港に国府側の航空機七一機が駐機していた。これは国共内戦で国民党軍が台湾

に逃げた際にそれらの人々を台湾又は香港に輸送したものであつた。これらの航空機(民間船舶会社のCAT所有機を含む)の所有権をめぐって、中国側、台湾側がイギリス政府、香港政府に強く働きかかることに法廷でも争なれたが、やのうち朝鮮戦争が勃発し、中国は国連で侵略者決議を受け、結果台湾側に有利に解決した。

(16) 一九七一年三月の国連における通称「非植民地化特別委員会」(United Nations Special Committee on the

Situation with regard to the Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples)では「植民地独立と並行する特別委員会」と称される。

(17) 記稿「種族の歴史と課題の中英協議」(商大論集第111巻第1号) 111六頁注⑦参照。

(18) 暫譲“*The Basic Law and Hong Kong's Future*” P.83 によれば香港からの外國への移民は必歎なるもの「黒犯罪証明」の申請は次の通りであるが、一九八八年以降特に一九八九年天安門事件後激増した。

Applications
for a 'Good Citizen Certificate'

1980	16,273
1981	17,521
1982	20,683
1983	20,477
1984	23,002
1985	23,063
1986	38,200*
1987	53,500*

*estimated figures

(19) 並(18)の「出版カード」の意味。插圖書P.33香港の中国、イギリス及び香港政府に対する信頼度は次の通り。

Table 5
Trust in governments
(figures in percent)

Governments	Distrust		Trust		
	very	much	Distrust	Trust	much
1. Hong Kong government	3.9	12.9	68.2	3.9	14.0
2. British government	3.5	30.9	37.8	1.7	26.1
3. Chinese government	8.1	34.8	29.7	1.8	25.6

(20) 抨稿前掲商大論集第111巻第1号～111五頁注①参照

(21) いれい共同声明に対する批判や反対論を上連の「文匯報」（一九八四年11月11日付）がとりあげて掲載している。

(22) 抨稿前掲論集第111巻第1号参照

(23) 住民の反応は階層によつて異なり、一般大衆は報道された通り、一挙にエネルギーを爆発させ100万人の規模といふ未曾有のデモ、集会の形で中国側に抗議した。又、これまで親中国派と見なされてきた言論界の左派知識人、労組等も公然と反中国の意思表示をしたのである。例えば、基本法起草委員会の重鎮である明報社長の查良鏞等委員一人の辞任、民主派と田されてくる司徒華、李杭銘の声明、文匯報（中共系の機関紙）の労組や左派中、高校の教職員、そして新華社の従業員までもが反旗をひるがえし、文匯報の社長が自らテレビに出演し、今までの路線の過ちを認めるという一幕もあり、今後は事実を報道し、肅清を恐れない」とまで明記したのである。一方一般民衆とは別に知識分子及び富裕な階層は移民局の前に長蛇の行列を作り、パスポートの申請に殺到し、各国領事館も移民ビザ申請の人波でぎりぎりだったがえ

した。

又、六月二一日NHK柳沢特派員の報道によると、サウスチャイナモーニングポスト紙が六月四日事件直後の電話によるアンケート調査で、六二〇人のうち一九九七年までに移住を希望している人は六〇%にも達し、すでに移住が決定している人は六人に一人という率であり、予想より低かったのは移住にともなう経済条件と受け入れの問題があつたからだという。

（本稿は本学学術研究会の平成元年度研究助成を受けた。）